

3. 災害対策本部関連

資料 3-1 災害対策本部条例

檜葉町災害対策本部条例

制定 昭和 37 年 12 月 28 日 条例第 28 号

改正 平成 26 年 9 月 22 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、檜葉町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長が必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 災害対策本部関連

資料 3-2 災害対策本部設置の連絡先

(令和4年3月31日現在)

機 関	電話番号	FAX 番号
福島県危機管理部災害対策課	一般電話 024-521-7194	024-521-7920
	防災電話 衛星系： ████████ 2/████ 3/████ 0 地上系： ████████ 2/████ 3/████ 0	衛星系： ████████ 3/████ 4 地上系： ████████ 3/████ 4
福島県相双地方振興局 県民環境部県民生活課	一般電話 0244-26-1144	0244-26-1120
	防災電話 衛星系： ████████ 1 地上系： ████████ 1	衛星系： ████████ 0 地上系： ████████ 0
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	████████ 3	████████ 4
双葉地方水道企業団	0240-25-5315	
東北農政局いわき地域センター	0246-23-8511	
関東森林管理局磐城森林管理署	0246-66-1234	
檜葉郵便局	0240-25-2222	0240-25-4927
東北地方整備局磐城国道事務所	0246-23-2211	
福島海上保安部第二管区 福島海上保安部	0246-53-7111 0246-53-7112	0246-53-7113
福島県富岡土木事務所	0240-23-6601/5529	0240-25-8275
福島県相双農林事務所	0244-26-1175/1153	0244-26-1181
福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1324	0244-26-1332
双葉警察署	0240-22-2121	0240-22-2121
NTT 東日本いわき営業支店	0246-22-0007	0246-22-0065
(株)福島民報社	0246-23-3232 (いわき支局)	
福島民友新聞社いわき支社	0246-23-2245	0246-23-2246
東北電力ネットワーク(株)相双電力センター	0244-22-2159	0244-22-4496
新常磐交通(株)乗合部	0246-46-1648	0246-46-1644

3. 災害対策本部関連

資料 3-3 動員される職員の人数

(令和4年4月1日現在)

班	通常の組織	所属員	配備体制			
			1号	2号	3号	4号
本部長	町長	1		1	1	1
副本部長	副町長	1		1	1	1
本部員	教育長・くらし安全対策課長・ 総務課長・税務課長・ 住民福祉課長・政策企画課長・ 産業振興課長・建設課長・ 新産業創造室長・こども課長・ 生涯まなび課長・議会事務局長・ 会計管理者・消防団長	14	4	14	14	14
本部班	くらし安全対策課（防災交通係）	4	4	4	4	4
環境班	くらし安全対策課（環境係、 放射線対策係）	4		4	4	4
総務班	総務課（行政係、秘書係、 財産管理係）・議会事務局	9			9	9
財政・出納班	総務課（財政係）・ 出納室（出納係）	5			5	5
情報・広報班	政策企画課	9		4	9	9
住民・保健班	住民福祉課	14		8	14	14
産業班	産業振興課	8		4	8	8
商工班	新産業創造室	3		2	3	3
建設班	建設課	18	4	18	18	18
税務班	税務課	5			5	5
教育・保育班	こども課・生涯まなび課・ こども園	23		2	23	23
消防団	消防団	253		1	253	253
合計		371	12	63	371	371

3. 災害対策本部関連

資料 3-4 配備体制・配備基準

(令和4年4月1日現在)

災害発生時の配備基準

配備体制	監督者・指揮者	本部	状況	配備の基準		参集要員	対応事項
				風水害	地震・津波		
事前配備 (1号配備)	対策課長 くらし安全	-	<ul style="list-style-type: none"> 被害が未確認の場合 被害発生危険性が低い場合 町長が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報の発表 洪水注意報の発表 高潮注意報の発表 台風の進路上 	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生 	<ul style="list-style-type: none"> くらし安全対策課長、総務課長、産業振興課長、建設課長 くらし安全対策課防災交通係 その他必要な人員 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて情報収集や連絡活動を行う。 警戒配備体制に移行する必要性を見極める。
警戒配備 (2号配備)	本部長 (町長)	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な被害が発生した場合又は発生が予想される場合 本部長(町長)が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害、浸水害)の発表 暴風警報(陸上)の発表 洪水警報の発表 高潮警報の発表 大雪警報の発表 土砂災害警戒情報の発表 台風の接近 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生 津波注意報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> 特別職 管理職 各課で指定する職員 くらし安全対策課 消防団本部 (時間外の場合：参集職員以外は自宅待機) 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の情報収集・連絡活動を行う。 被害抑止の準備や応急対策を行う。 状況に応じて非常配備体制に移行できる準備を行う。
非常配備 (3号配備)	本部長 (町長)	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生した場合又は発生が予想される場合 本部長(町長)が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報の発表 台風の直撃 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が発生 津波警報、大津波警報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 全消防団員 (震度5強の場合：消防団本部のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 各種応急対策活動遂行できる体制
特別非常配備 (4号配備)	本部長 (町長)	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害が発生した場合又は発生が予想される場合 大規模(広域)な災害が発生した場合又は発生が予想される場合 本部長(町長)が必要を認めたとき 				<ul style="list-style-type: none"> 町の総力をあげて応急対策活動にあたる。

3. 災害対策本部関連

配備基準（逆引き）一覧表

○風水害		○地震		
大雨注意報	1号配備	高潮注意報	1号配備	
大雨警報（土砂災害）	2号配備	高潮警報	2号配備	
大雨警報（浸水害）	2号配備	大雪注意報	—	
土砂災害警戒情報	2号配備	大雪警報	2号配備	
強風注意報	—	特別警報	3号配備	
暴風警報（陸上）	2号配備	○台風		
暴風警報（海上）	—	台風の進路上	1号配備	
洪水注意報	1号配備	台風の接近	2号配備	
洪水警報	2号配備	台風の直撃	3号配備	
			○津波	
			津波注意報	2号配備
			津波警報	3号配備
			大津波警報	3号配備

配備体制	本部	参集要員	対応事項
1号配備	—	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全対策課長、総務課長、産業振興課長、建設課長 ・くらし安全対策課防災交通係 ・その他必要な人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて情報収集や連絡活動を行う。 ・警戒配備体制に移行する必要性を見極める。
2号配備	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職 ・管理職 ・くらし安全対策課 ・消防団本部 ・各課で指定する職員（時間外の場合：参集職員以外は自宅待機） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報収集・連絡活動を行う。 ・被害抑止の準備や応急対策を行う。 ・状況に応じて非常配備体制に移行できる準備を行う。
3号配備	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・全消防団員（震度5強の場合：消防団本部のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種応急対策活動遂行できる体制
4号配備			<ul style="list-style-type: none"> ・町の総力をあげて応急対策活動にあたる。

3. 災害対策本部関連

資料 3-5 職員対応フロー

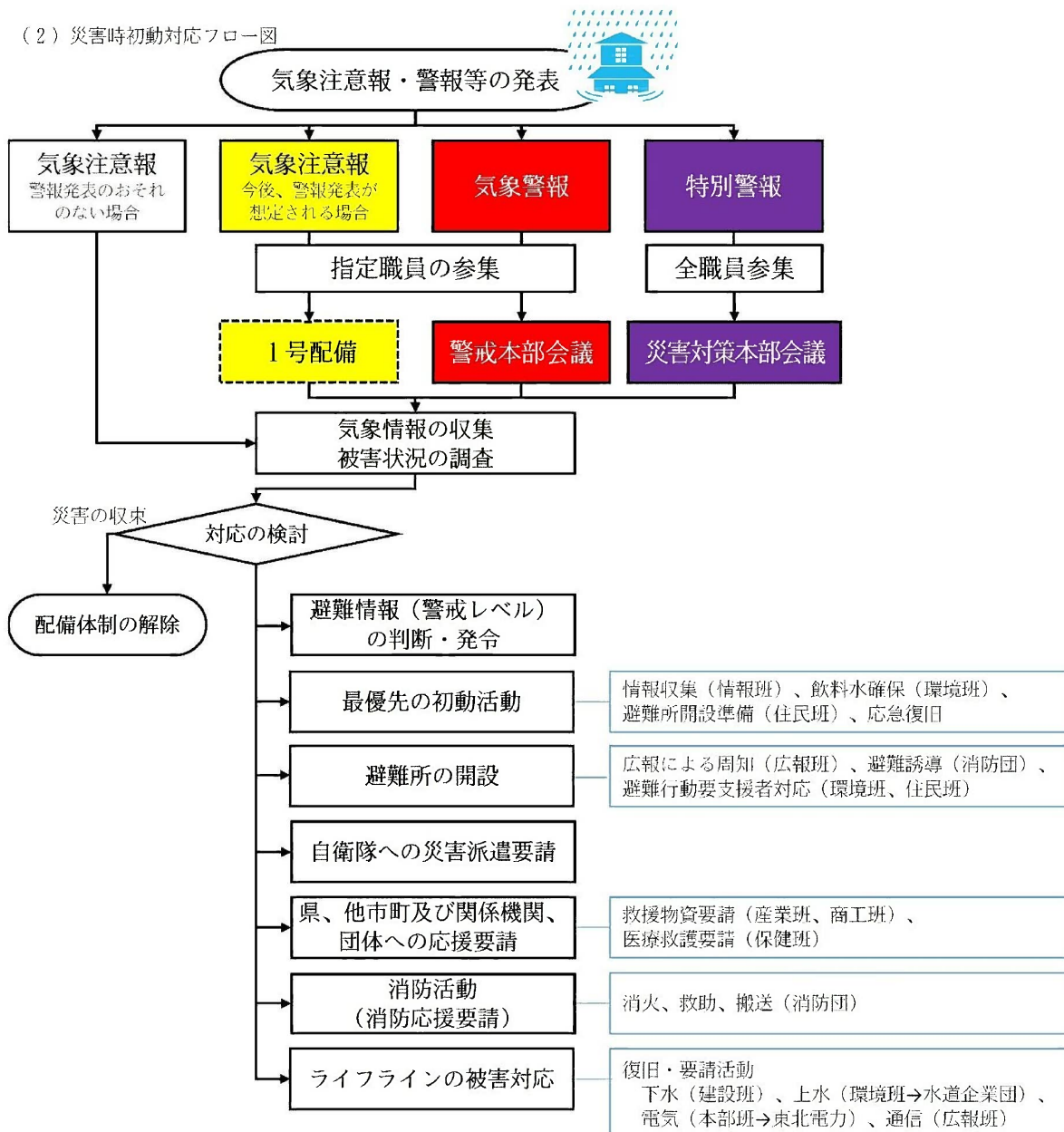
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

災害時初動対応（風水害）

(1) 災害の発生状況に応じた配備体制（配備基準）

基準	本部	配備体制	要員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記注意報の発表かつ今後警報の発表が想定されるとき ・ 大雨注意報・洪水注意報 ・ 高潮注意報 ・ 台風の進路上 	—	1号配備 (事前配備)	管理職（1号配備）、 くらし安全対策課防災交通係、 その他必要な人員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報（土砂災害、浸水害） ・ 洪水警報・暴風警報（陸上） ・ 高潮警報・大雪警報 ・ 土砂災害警戒情報・台風の接近 	警戒本部	2号配備 (警戒配備)	特別職、管理職、 各課で指定する職員、 くらし安全対策課、消防団本部 (時間外:参集職員以外は自宅待機)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報・大雪特別警報 ・ 暴風特別警報・高潮特別警報 ・ 台風の直撃 	災害対策本部	3号配備 (非常配備)	全職員、全消防団員

(2) 災害時初動対応フロー図



※ 被害状況によっては、本部長の判断により災害対応が前後する場合があります。

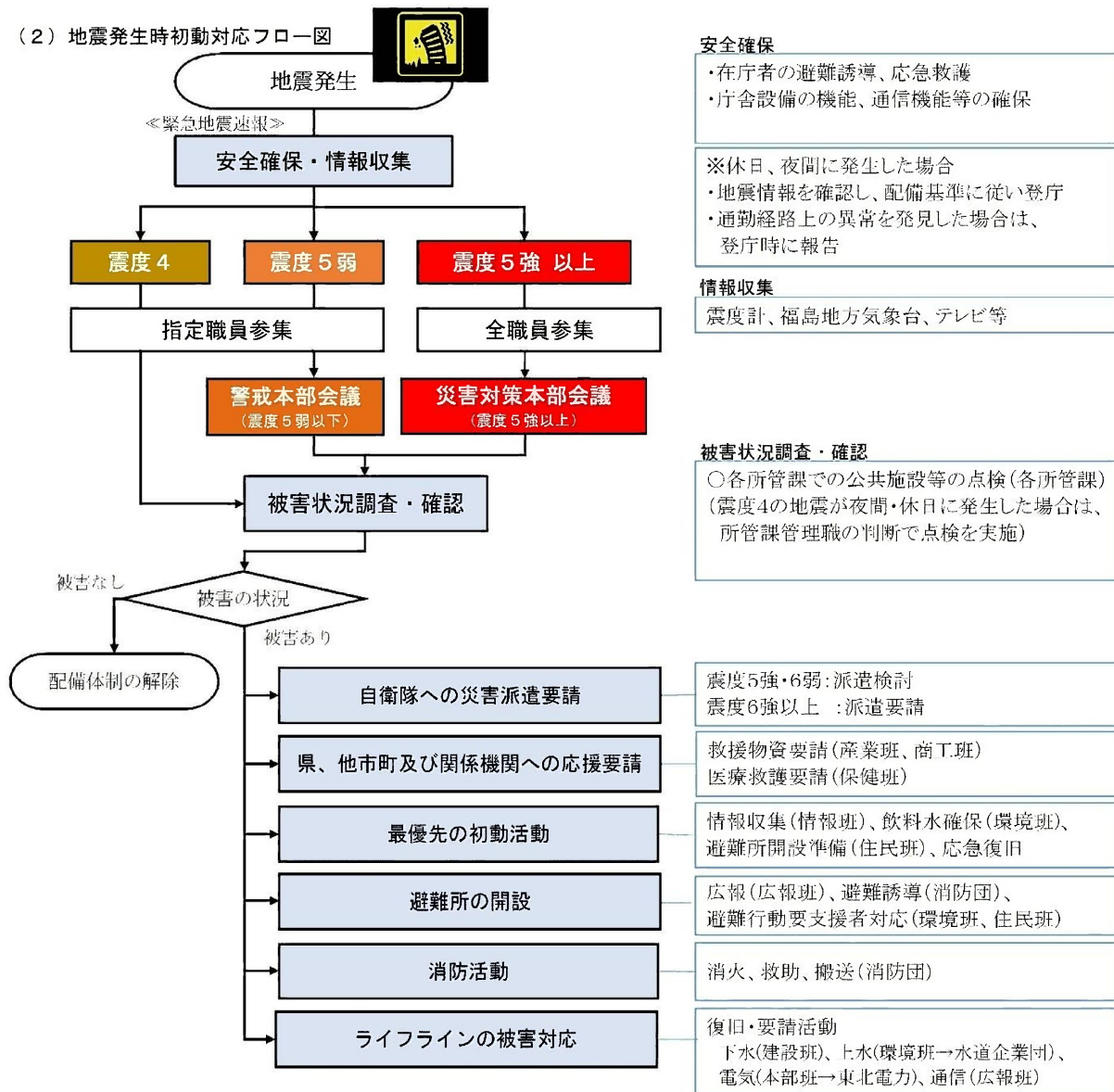
3. 災害対策本部関連

災害時初動対応（地震）

(1) 地震の発生状況に応じた配備体制（配備基準）

基準	本部	配備体制	要員	対応事項
震度 4	—	1号配備	管理職(総務・産業・建設・くらし) 建設課 くらし安全対策課防災交通係 その他必要な人員	・状況に応じて情報収集や連絡活動を行う。 ・警戒配備体制に移行する必要性を見極める。
震度 5弱	警戒本部	2号配備 (警戒配備)	特別職 全管理職 各課で指名する職員 くらし安全対策課 消防団本部 (参集職員以外は自宅待機)	・被害状況等の情報収集・連絡活動を行う。 ・被害抑止の準備や応急対策を行う。 ・状況に応じ非常配備体制に移行できる準備を行う。
震度 5強 以上	災害対策本部	3号配備 (非常配備)	全職員 消防団本部 (震度 6弱以上：全消防団員)	・町の総力をあげて応急対策活動にあたる。

(2) 地震発生時初動対応フロー図



※被害状況によっては、本部長の判断により災害対応が前後する場合があります。

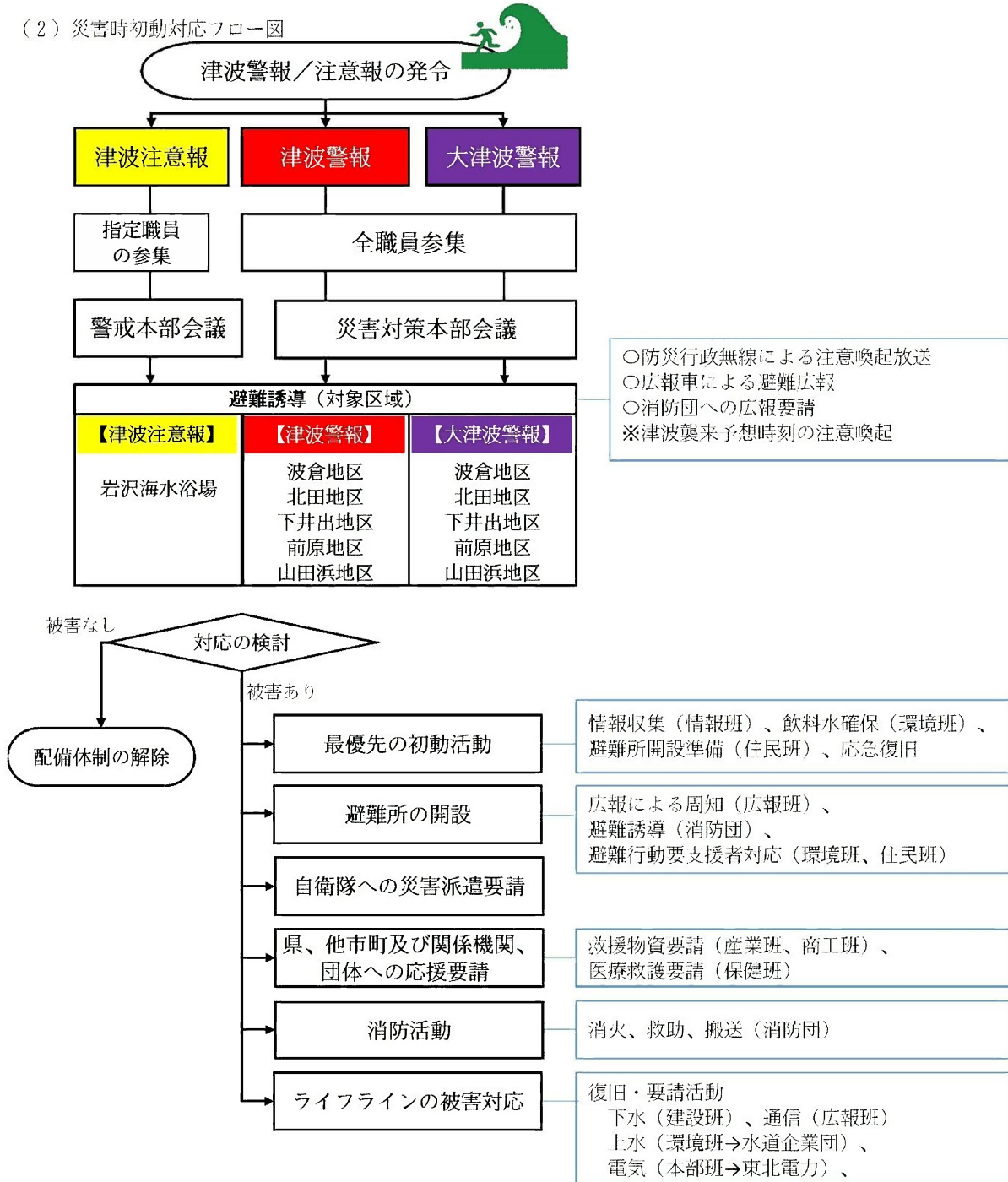
3. 災害対策本部関連

災害時初動対応（津波）

(1) 災害の発生状況に応じた配備体制（配備基準）

基準	本部	配備体制	要員	対応事項
津波注意報	警戒本部	2号配備 (警戒配備)	特別職 全管理職 各課で指名する職員 くらし安全対策課 消防団本部 (参集職員以外は自宅待機)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に情報を収集し、的確な情報の伝達を行う。 ・ 円滑な避難誘導を行う。 ・ 必要に応じて「避難指示」を発令する。
津波警報	災害対策本部	3号配備 (非常配備)	全職員 全消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総力をあげて応急対策活動にあたる。
大津波警報				

(2) 災害時初動対応フロー図



※被害状況によっては、本部長の判断により災害対応が前後する場合があります。